

工事監理業務委託に係る契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																															
大阪府住宅供給公社	<p>大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）の随意契約ガイドライン及び委託業務に係る受託者選定取扱基準においては、公社会計規程第54条第1項第1号の随意契約に該当する場合の一般的事例として、「特に入居者の日常生活と密接に関係する工事で、協議・設計内容を熟知した設計業務受託者が引き続き行うことでより効率的な執行が期待できる工事監理業務」が挙げられている。</p> <p>公社は、次の工事監理業務については、当該要件に該当するものとして、随意契約により契約を締結している。</p> <table border="1" data-bbox="448 737 1433 1423"> <thead> <tr> <th>対象物件</th> <th>工事名称</th> <th>契約先</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">府営住宅</td> <td>大阪府営A住宅外1住宅外装吹替その他工事監理業務</td> <td>(株)A</td> <td>22,680千円</td> </tr> <tr> <td>大阪府営B住宅外住戸内バリアフリー化工事監理業務</td> <td>(株)B</td> <td>5,616千円</td> </tr> <tr> <td>その他63件</td> <td>42社</td> <td>174,443千円</td> </tr> <tr> <td>合計65件</td> <td>—</td> <td>202,739千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公社所有物件</td> <td>公社C団地耐震改修工事監理業務</td> <td>(株)C</td> <td>8,856千円</td> </tr> <tr> <td>その他9件</td> <td>9社</td> <td>32,767千円</td> </tr> <tr> <td>合計10件</td> <td>—</td> <td>41,623千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合計75件</td> <td>—</td> <td>244,362千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、府では、国土交通省の各地方整備局あて通知（以下「国通知」という。）の考え方を取り入れ、適正な品質と第三者性確保の観点から、特殊な工事を除き、工事監理業務については、一般競争入札により設計業務の受注者とは異なる者と契約することを原則としている。</p> <p>国通知や府の取扱いを踏まえると、公社の随意契約ガイドライン及び委託事務に係る受託者選定取扱基準における上記一般的事例の記載は適切とは言えない。</p>	対象物件	工事名称	契約先	契約金額	府営住宅	大阪府営A住宅外1住宅外装吹替その他工事監理業務	(株)A	22,680千円	大阪府営B住宅外住戸内バリアフリー化工事監理業務	(株)B	5,616千円	その他63件	42社	174,443千円	合計65件	—	202,739千円	公社所有物件	公社C団地耐震改修工事監理業務	(株)C	8,856千円	その他9件	9社	32,767千円	合計10件	—	41,623千円	総合計75件		—	244,362千円	<p>国通知及び府における取扱いに準じ、随意契約ガイドライン及び委託業務に係る受託者選定取扱基準を見直されたい。</p> <p>【大阪府住宅供給公社会計規程】 （契約の原則） 第52条 契約は、一般競争入札によることを原則とし、契約の締結に当たっては、常に適正な価格の決定に留意し、厳正に行わなければならない。 （中略） （随意契約） 第54条 契約が次の各号の一に該当するときは、第52条及び前条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。 (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 （以下略）</p>	<p>指摘のあった工事監理業務委託については、国通知及び府における取扱いに準じ、特殊な技術・工法を用いられている等のため、対象工事の設計者以外の者では困難であるものを除き、一般競争入札による第三者性確保を原則とする（平成27年度までに設計している工事に係るものを除く。）。</p> <p>「大阪府住宅供給公社委託業務に係る受託者選定取扱基準」（以下「受託者選定取扱基準」という。）第8-4⑦の「特に入居者の日常生活と密接に関係する工事で、協議・設計内容を熟知した設計業務受託者が引き続き行うことでより効率的な執行が期待できる工事監理業務」については、入居者の日常生活により制限がある在宅改修工事であり、特殊な工法に当たるため、随意契約（特命方式）ができるものとし、「受託者選定取扱基準」第8-4⑦の「官公署との協議調整が必要な工事及び」の部分については、平成29年4月1日付けで削除した。</p>
対象物件	工事名称	契約先	契約金額																															
府営住宅	大阪府営A住宅外1住宅外装吹替その他工事監理業務	(株)A	22,680千円																															
	大阪府営B住宅外住戸内バリアフリー化工事監理業務	(株)B	5,616千円																															
	その他63件	42社	174,443千円																															
	合計65件	—	202,739千円																															
公社所有物件	公社C団地耐震改修工事監理業務	(株)C	8,856千円																															
	その他9件	9社	32,767千円																															
	合計10件	—	41,623千円																															
総合計75件		—	244,362千円																															

	<p>【建築工事監理業務委託の基本方針について（国営計第29号平成13年2月15日国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長から各地方整備局等営繕部長等あて）】 （中略）</p> <p>3. 工事監理業務の委託方針</p> <p>従来の工事監理に関する業務の委託については、設計意図の伝達業務が含まれていたこと等から、通常、設計業務の受注者との随意契約が行われてきたところである。</p> <p>しかしながら、今後の工事監理業務の委託にあたっては、設計意図の伝達業務を設計関連業務と整理したこと、また、設計内容に客観的な技術的検討を加え、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保することから、原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約するとともに、建築工事監理業務委託契約書第9条第2項に規定するとおり、工事監理業務の管理技術者は、当該工事監理業務の対象工事における設計業務の管理技術者と同一の者であってはならないことにも留意するものとする。 （以下略）</p>	<p>【大阪府住宅供給公社随意契約ガイドライン】</p> <p>3. 会計規程第54条の各号の解釈</p> <p>第54条 契約が次の各号の一に該当するときは、第52条及び前条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。</p> <p>第54条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。」とは、おおむね次の場合が該当する。 ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。 （中略）</p> <p>一般的事例 （中略） （ス） 「建設工事等審査会事務処理要領」に基づき規定された「委託業務に係る受託者選定取扱基準」に特命方式の対象として規定している業務。 （以下略）</p>	
		<p>【大阪府住宅供給公社委託業務に係る受託者選定取扱基準】 （対象業務）</p> <p>第8 第2から第7に規定する選定方式の対象となる業務は次の各項による。 （中略）</p> <p>4⑦ 官公署との協議調整が必要な工事及び特に入居者の日常生活と密接に関係する工事で、協議・設計内容を熟知した設計業務受託者が引き続き行うことでより効率的な執行が期待できる工事監理業務 （以下略）</p>	

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月2日から同月4日まで）